

# 財産犯等の犯罪収益のはく奪・被害回復

## ～ 組織的犯罪処罰法改正案及び被害回復給付金支給法案 ～

法務委員会調査室 ほんだ めぐみ  
本多 恵美

平成18年2月24日、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（以下「組織的犯罪処罰法改正案」という。）及び犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律案（以下「被害回復給付金支給法案」という。）が、国会に提出された。これらは、財産犯等の犯罪行為によって、その被害者から得た財産又は当該財産の保有若しくは処分にに基づき得た財産（犯罪被害財産）の没収・追徴の禁止を解除し、没収・追徴した財産を被害回復のための支給金に充てる制度を創設することを目的としている。本稿では、両法律案の提出の背景、内容等について概括し、残された課題や問題点を検証する。

### 1. 両法律案提出の背景

近年、いわゆるヤミ金融の高利貸し事件や振り込め詐欺等、多額の犯罪収益が発見される事件が発生しているが、現行の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）では、犯罪被害財産を没収・追徴することを禁止している（第13条第2項、第16条第1項ただし書）。これは、このような被害については、被害者が損害賠償請求を行って回復することが原則とされており、いざ損害賠償請求を行った際に、犯人の手元に財産が残っていないことがないようにという趣旨で設けられている規定である。しかし実際には、被害者が暴力団関係者からの報復を恐れて名乗り出なかったり、訴え出ようにも被害者の側からは加害者が誰なのかははっきりしないなど、十分に請求権が行使されず、結果として、犯罪者の手元に多くの犯罪収益が残ったままになりかねないという状況が生じている。

典型的な例として、平成13～15年に多くの被害者を出した旧五菱会系ヤミ金融事件が挙げられる。この事件の実際の被害者は、50万人とも100万人とも言われ、犯罪収益は約97億円に上ると言われているが、実際に損害賠償請求訴訟を起こしたのは175人（請求額の合計7億5,000万円）に過ぎず（17年11月現在）<sup>1</sup>、その請求がすべて認められたとしても多くの犯罪収益が犯罪者の手元に残ることになる。また、この事件では、莫大な犯罪収益が海外に隠匿されており、その一部（約51億円）がスイス・チューリヒ州政府によって没収されたことを契機に、そのような犯罪収益を日本に返還してもらうための法制度がないという問題も浮き彫りになった。

他方で、政府は17年4月から施行された犯罪被害者等基本法に基づき、同年12月に犯罪被害者等基本計画を閣議決定した。計画では、重点課題に係る具体的施策の一つとして、

「損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度を新たに導入する方向での検討及び施策の実施」を今後講じていくこととしている。

このような状況を踏まえ、犯罪被害財産の没収・追徴の禁止を解除するための組織的犯罪処罰法改正案、没収・追徴した犯罪被害財産を被害者の被害回復に充てるための被害回復給付金支給法案が提出された。

## 2．組織的犯罪処罰法改正案の概要

### (1) 犯罪被害財産の没収・追徴

犯罪被害財産の没収・追徴を禁止している組織的犯罪処罰法第13条第2項及び第16条第1項ただし書について、組織的犯罪等、犯罪の性質に照らし犯人に対する損害賠償請求権その他の請求権の行使が困難であると認められる場合、マネーロンダリングなど犯罪被害財産について、事実の偽装や財産の隠匿が行われた場合などには没収・追徴が可能とする例外規定を設ける。

これにより没収・追徴した犯罪被害財産は、被害回復給付金の支給に充てるものとする。

### (2) いわゆる相互主義の保証

外国の裁判において確定した没収・追徴を、国際協力関係に基づいて日本政府が執行する場合、当該外国からの要請により没収・追徴した財産の全部又は一部を当該外国に譲与できることとする。

こうした規定を設けることにより、外国の政府に没収・追徴された犯罪被害財産について譲与を要請する場合の交渉が容易になることが期待される。

## 3．被害回復給付金支給法案の概要

没収・追徴した犯罪被害財産を被害回復に充てるための給付金支給制度を創設する。

### (1) 被害回復給付金支給手続

支給手続は、以下のような流れで行う(図参照)。

ア 検察官が犯罪被害財産の没収・追徴の理由となる事実に係る財産犯等の犯罪行為と、これと一連の犯行として行われた犯罪行為の範囲等を定めて公告する。

イ 検察官が範囲を定めた犯罪行為の被害者等が支給の申請を行う。

ウ 検察官が被害者等の申請に基づいて支給の可否等を裁定し、その裁定が確定した段階で支給を行う。

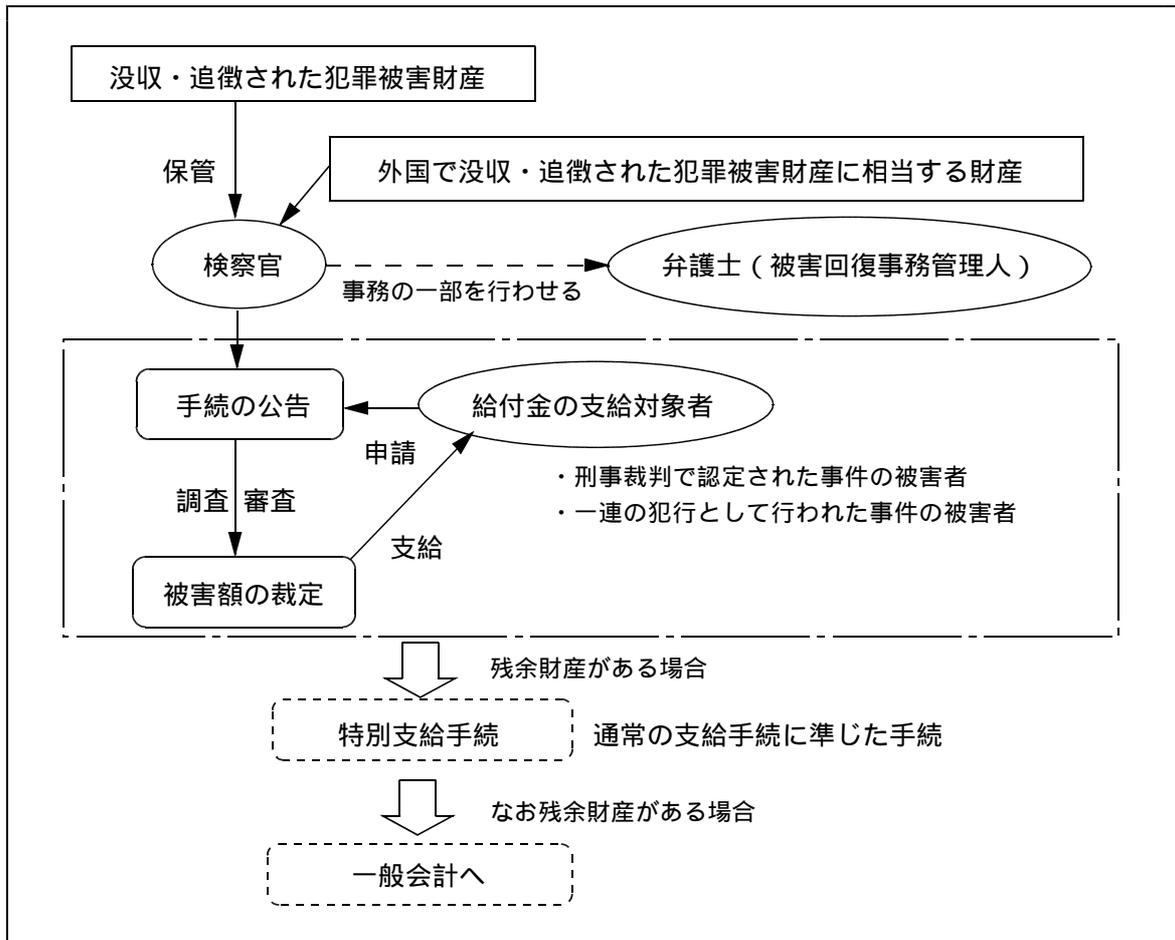
エ 支給をして、なお残余が生ずるときは、申請期間内に申請をしなかった者に対する特別支給手続を行う。

オ 支給手続終了後、剰余財産があれば一般会計の歳入に繰り入れる。

検察官は、これらの支給手続の事務のうち一定のものを弁護士に行わせることができる(事務を行う弁護士を被害回復事務管理人という。)

なお、外国から譲与された犯罪被害財産についても同様の手続により被害者等への支給に充てることができることとする。

図 被害回復給付金の支給手続



(出所) 法務省資料を基に作成

## (2) 不服申立制度

対象となる犯罪行為の範囲、申請者が支給を受けることができるかどうか、対象となる犯罪被害額はいくらかなど、検察官が行う処分等について不服がある場合、当該処分等をした検察官が所属する検察庁の長に対し、書面により審査の申立てができることとする不服申立制度を設ける。

## (3) 損害賠償請求権等との関係

被害に対するてん補又は賠償があった場合は、その合計額が「控除対象額」とされ、検察官が定める犯罪被害額から控除される。また、被害回復給付金の支給を受けた場合、支給を受けた額の限度において損害賠償請求権その他の請求権が消滅する。

## 4. 論点

### (1) 潜在的被害者の発掘

自ら損害賠償請求権等を行行使することが困難な場合に、検察官に対して申請することによって被害回復が図れる制度を設けることにより、現状よりは多くの被害者が被害回復しやすくなるのではないかと期待される。

しかし、問題となっているヤミ金融事件や振り込め詐欺事件では、自分がその事件の被害者であること自体に気付いていない被害者も多いと考えられ、このような潜在的な被害者をどのようにして発掘し被害回復を図るのか、工夫が必要であろう。

### (2) 被害者の不公平感の払拭

犯罪被害財産の没収を可能とし、これを被害者救済に充てる制度の創設について法制審議会に諮られたのは今回が初めてではなく、平成11年の諮問第44号においても一つのテーマとして取り上げられている。しかし、当時の法制審議会においては、起訴された事件の被害者のみを対象にこのような制度を設けると、かえって不公平感を生むのではないかといった意見があり、答申は見送られている。今回の制度でも、原則として起訴された事件の被害者が対象になるという点は変わらず、不公平感を生むという懸念は払拭されていないのではないかと。

また、今回創設しようとしている制度においては、没収・追徴された犯罪被害財産の残余がなくなるか、2回の支給手続（通常の手続と特別支給手続）で、すべての手続が終了することとなっており、上記の潜在的被害者など様々な事情で支給を受けられなかった被害者が、手続終了後に本来自分も支給を受けられたはずだと気付くような場合もあると考えられ、そうした被害者が不公平感を抱く可能性は高いと思われる。また、本来そのような被害者が支給を受けられたはずの犯罪被害財産の残余が最終的には一般会計の歳入に繰り入れられる仕組みとなっており、この点もなかなか納得を得られにくいのではないかとと思われる。最低限、潜在的被害者の積極的な発掘、十分な支給申請期間、支給手続に関する周知徹底などが必要であろう。

### (3) 基金の創設

残余の犯罪被害財産を最終的に一般会計に繰り入れることについては、その後に判明した被害者の救済に充てることができなくなるため、被害者保護に欠けるのではないかと指摘もある。

このような観点からは、アメリカなどに見られるような、没収・追徴した犯罪被害財産を保管するための特別の基金を設け、そこから被害回復を受けられるような制度にすべきとの主張もある。このような仕組みとした場合には、基金に入れられる犯罪被害財産と被害回復のために充てられる資金の結びつきが直接的ではないことや、基金の管理、運用などをどのようにするのかといった問題も考えられるが、より手厚い被害者救済という方向を目指すのであれば、十分に検討に値する制度であろう。

\*

その他、今回は特に財産的被害についてのみ回復するための制度になっているが、身体的被害、慰謝料なども犯罪収益から被害回復に充てるべきではないかという指摘や、国等がいったん損害賠償を立て替え、加害者に求償する制度の方が妥当ではないかというような指摘もある。犯罪者の手元に犯罪収益を残さず、できるだけ被害回復に資するにはどのような制度とすべきなのか、十分な検討が必要であろう。